

様式第 1 号（第 3 条関係）

会議概要

会 議 名	令和 8 年度 第 1 回 足立区地域保健福祉推進協議会
事 務 局	福祉部福祉管理課
開催年月日	令和 8 年 7 月 2 7 日（月）
開 催 時 間	午後 2 時 0 0 分 ～ 午後 4 時 0 0 分
開 催 場 所	足立区役所 庁舎ホール
出 席 者	別紙のとおり
欠 席 者	別紙のとおり
会 議 次 第	別紙のとおり
資 料	別紙のとおり
そ の 他	

【協議会審議等内容】午後2時00分開会

（森田福祉管理課長）

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより令和8年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席くださいましてありがとうございます。私は、本日の司会を務めます福祉管理課長の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様には、日頃から足立区の地域保健福祉の推進につきまして、御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

また、今年度は、委員の改選期となっております。皆様には、委員をお引き受けいただきまして重ねて御礼申し上げます。

開会に先立ちまして皆様にお願いがございます。携帯電話、スマートフォン等につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードへの設定をお願いいたします。

また、途中の休憩は、設けずに進行いたします。お手洗いは各自で適宜お願いいたします。

初めに、委嘱状を交付いたします。本来であれば区長の近藤から委嘱状を交付するところですが、公務のため、副区長の勝田から委嘱状を交付させていただきます。委員を代表して菱沼幹男様、御起立の上、委嘱状をお受け取りください。

【委嘱状交付 勝田副区長から菱沼委員へ】

続きまして、勝田副区長から委員の皆様へ御挨拶を申し上げます。

（勝田副区長）

改めまして、こんにちは。副区長の勝田と申します。

本日は、御多用の中、また、大変お暑い中、足立区の地域保健福祉推進協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃より足立区の地域保健福祉行政に多大なる御尽

力いただきまして、深く感謝申し上げます。

今、委員長のほうに委嘱状をお渡しさせていただきましたが、今年は3年に一度の介護保険事業計画第10期における保険料の算定の御議論をいただくことになります。ぜひ皆様方の専門的な知見を活用した御議論を賜りますように、よろしくお願いいたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

（森田福祉管理課長）

ありがとうございました。

なお、ほかの委員の委嘱状及び区職員の任命書につきましては、机上に配付させていただいております。

また、本日欠席の委員の委嘱状につきましては、後日郵送させていただくことになっております。

各委員の紹介につきましては、委員名簿を事前送付資料に同封しておりますので、恐れ入りますが、割愛させていただきます。

それでは、お手元の資料の確認をいたします。事前にお送りいたしました資料は、本日の開催通知、協議会委員名簿、質問票、次第、クリップ留めしている会議資料、報告事項8別添資料、足立区新興感染症への事前準備と発生時対応マニュアル、報告事項9別添資料、第3期足立区子ども・子育て支援事業計画、令和8年度施策評価表案、報告事項10別添資料、令和7年度あだちっ子歯科健診実施経過結果報告、情報連絡6別添資料、令和7年度足立区障がい福祉関連計画のためのアンケート調査、情報連絡10別添資料、足立区高齢者等実態調査報告書、以上10点でございます。

また、本日、席上配付いたしました資料として、専門部会委員名簿案、丸1から丸3、重層的支援体制整備事業推進の手引きと記載された冊子、オウム真理教後継団体に対する監察処分の更新を求める署名のお願い、差替報告事項6、令和8年度予防接種費用の助成事業につい

てがございます。庁内委員の皆様には、サイドブックス、タブレットのほうに掲載しております。

このうち重層的支援体制整備事業推進の手引きにつきましては、足立区での重層的支援体制整備事業推進のための区職員及び関係機関の手引きとなります。前回3月25日開催の協議会で御案内配布したものの完成版で、目の不自由な方にもお読みいただけるようU n i – V o i c e を各ページに記載いたしました。ぜひ御活用ください。

以上、資料が不足している場合は、事務局に用意がございますので、挙手にてお知らせください。

よろしいでしょうか。

また、質問表をお持ちの方で、まだ提出されていない方は、挙手にてお申しつけください。

よろしいでしょうか。

それでは、協議会を進めます。

本協議会は、足立区地域保健福祉推進協議会条例第6条第2項により過半数の委員の出席により成立いたします。本日は、全委員50名中34名に御出席をいただいておりますので、協議会は成立しております（※後刻2名が到着）。

まず、会長、副会長の選出についてです。会長、副会長は、足立区地域保健福祉推進協議会条例第5条により、委員の互選によって定めると規定されておりますが、いかがいたしましょうか。

御意見がなければ、事務局より御提案させていただきます。事務局といたしましては、引き続き、会長は菱沼幹男委員に、副会長は酒井雅男委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【場内拍手により承認】

御承認いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は菱沼会長にお願いいたします。

（菱沼会長）

皆さん、こんにちは。日本社会事業大学の菱沼です。大変せんえつではありますがでも会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、議事に入る前に、日頃から様々な生活支援、御尽力いただいている皆様方に心から御礼申し上げたいと思います。非常に今、暑い時期なので、熱中症対策等、心配なところもある中で、きっと多くの方々が支えてくださっているんじゃないかなと思っております。

この委員会、私たち2年間という任期になっております。今、非常に厳しい状況の人たちもいる中で、少しでも、そういった方々の生活が安定するように、この委員会でも、しっかりと議論していけたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題は、お手元の次第のとおりとなっております。

議題のうち、情報連絡事項については、時間の都合上、説明を省略いたします。皆様から活発な御意見、御質問頂くためにも、迅速な会議進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、この協議会の委員名や会議録などは、区民の方へ公開することになっております。記録の関係上、御発言の前に団体名とお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは、専門部会委員の選出についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

（森田福祉管理課長）

それでは、専門部会委員の選出について御説明いたします。

足立区地域保健福祉推進協議会条例第7条

により、専門事項を調査するために部会を置くことができるとなっております。介護保険・障がい福祉専門部会では、主に高齢者保健福祉、介護保険、障がい福祉の施策について、健康あだち 21 専門部会では、主に健康づくり施策について、子ども支援専門部会では、主に子ども支援施策について、それぞれ御審議いただいております。専門部会の部会委員選出につきましては、地域保健福祉推進協議会条例施行規則第 4 条により、会長は協議会の委員のうちから、部会の委員及び部会長を指名すると規定されております。

事務局といたしましては、昨年度の部会委員の方に引き続きお願いしたいと考えております。また、各団体の役員交代等により新委員となられた皆様にも、前任の方が所属されていた専門部会に、引き続き部会員としてお願いしたいと考えております。

また、それぞれの部会委員と部会長ですが、介護保険・障がい福祉専門部会には、机上配付資料 1 ページの名簿丸 1 案のとりの部会委員、そして、部会長には石渡和実委員に、健康あだち 21 専門部会には、机上配付資料 2 ページの名簿丸 2 案のとりの部会委員、そして、部会長には藤原武男委員に、子ども支援専門部会には、机上配付資料 3 ページの名簿丸 3 案のとりの部会委員、そして、部会長には小谷博子委員に、それぞれお願い申し上げ、事務局の案とさせていただきます。

会長及び各委員の皆様の御了解を頂きたい存じます。よろしくお願いいたします。

(菱沼会長)

御説明ありがとうございました。

皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、特段御意見ないようですので、事務局案のとおり、専門部会委員及び部会長を選出いたします。部会委員、そして部会長になられた皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

します。

では、専門部会委員の選出は以上となりますので、次の議題に進んでいきます。

では、お願いします。

(森田福祉管理課長)

それでは、足立区長から協議会へ諮問があります。こちらにおきましても、副区長の勝田より、お伝え申し上げます。菱沼会長、御起立の上、諮問書をお受け取りください。

(勝田副区長)

足立区地域保健福祉推進協議会会長、菱沼幹男様、諮問書、足立区地域保健福祉推進協議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、別紙理由書を添えて、下記のとおり諮問いたします。

記、諮問事項、第 10 期介護保険事業計画における介護保険料の設定について、令和 8 年 7 月 27 日、足立区長、近藤やよい。よろしく申し上げます。

(森田福祉管理課長)

ありがとうございました。

それでは、会長にお返しいたします。

(菱沼会長)

ただいま諮問書をお預かりいたしました。諮問事項としては、第 10 期介護保険事業計画における介護保険料の設定についてということになっております。皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議事項に入ります。

ただいま勝田副区長から諮問のあった審議事項、第 10 期介護保険事業計画における介護保険料の設定について、諮問理由を小峯介護保険課長から説明をお願いします。

(小峯介護保険課長)

皆様、こんにちは。介護保険課長の小峯でございます。今、委員長の方からございました諮問書の理由書について御報告させていただきます。以下、着座にて失礼いたします。

諮問事項、第 10 期介護保険事業計画におけ

る介護保険料の設定についてでございます。介護保険法では、3年度を1期とする介護保険事業計画において、介護給付費等の介護保険事業に要する費用の見込み量などを算定し、事業計画の3年間を通じて財政の均衡を保つため、第1号被保険者の介護保険料を定めることとしております。

については、適切な介護保険料基準額の設定に関して協議いただき、答申を願いたいというふうに考えております。

私からは以上です。

(菱沼会長)

ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました介護保険というところで、先ほど専門部会も設置をしているところですから、本件につきましては、介護保険・障がい福祉専門部会に対し、答申案の作成まで、全ての調査研究を付議したいと思います。介護保険・障がい福祉専門部会に本諮問事項を付議することに御異議等ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら御異議のないものと認め、本諮問事項は、介護保険・障がい福祉専門部会に付議いたします。後日、開催される介護保険・障がい福祉専門部会におきましては、本件を調査研究し、答申案を作成されますようお願いいたします。

以上で、審議事項は終了といたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1、足立区地域保健福祉計画の進行管理についてを森田福祉管理課長から説明をお願いします。

(森田福祉管理課長)

それでは、資料の4ページを御覧ください。件名は、足立区地域保健福祉計画の進行管理についてでございます。

項番1ですが、令和7年度第3回足立区地域

保健福祉推進協議会におきまして、地域保健福祉計画の進行管理については、本協議会の審議事項として議論していただく旨の答申を頂きました。

ただし、少人数の外部有識者による議論と意見聴取は行うべきとの意見が添えられたところ です。

項番2、今後の進行管理について、括弧1、協議会での扱いですが、7月の協議会にて、前年度実績の評価と課題について審議いただくこととします。

ただし、今年度は、12月の協議会で審議いただきます。計画に定める指標につきましては、5ページの別紙1を御参照ください。

続きまして、資料の括弧2ですが、協議会での審議に先立ちまして、外部有識者からの意見聴取を行うため、足立区地域保健福祉計画進行管理委員会を設置いたします。委員の案につきましては、6ページの別紙2のとおりでございます。

報告は以上でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございます。

すいません、先に進行の仕方を説明しておけばよかったのですが、報告事項については、まず一括して御説明をいただきます。その後、事前に御質問頂いている方に対応させてから、皆さんから御意見を頂くと。そして、その後の事項については、こちらの情報連絡事項について、こちらについては、説明はございませんので、皆さんから御意見、御質問等を出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

進行に戻ります。失礼しました。

続きまして、報告事項2、令和7年度重層的支援体制整備事業の実績についてを星野福祉まると相談課長から説明をお願いします。

(星野福祉まると相談課長)

福祉まると相談課長、星野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

私からは、報告事項2、令和7年度重層的支援体制整備事業の実績について御報告いたします。資料の7ページを御覧ください。

福祉まると相談課で行っている重層的支援体制整備事業につきまして、支援内容ごとに御説明いたします。

まずは、包括的相談支援の実績報告です。足立区では、これをまると相談と呼んでおりますが、令和7年度の実績は、延べ相談件数、新規相談件数、訪問によるアウトリーチの件数のいずれにおきましても、令和6年度と比較して大幅な増加になりました。

増加の主な要因といたしましては、昨年度、すこやかプラザあだちに西部拠点を開設いたしました。相談窓口が2拠点体制となったことで利便性が向上したこと、また、福祉まると相談課という名称が徐々に浸透してきたためと分析しております。

続いて、項番2では、相談内容の内訳を御説明しております。仕事や生活困窮に関する御相談が多い傾向にありますが、健康や心の悩み、あるいは家族や人間関係に関する御相談も増加しております。

次に、8ページのまると相談から見えた課題等についてです。

課題が複合複雑化する前の早期相談が極めて重要というふうに考えております。そのため、今後は令和7年度開始の地域づくり事業の活用に加え、庁内や関係機関へのさらなる周知を図り、早期支援につなげてまいります。

次に、参加支援、ひきこもり支援の実績報告です。委託事業による相談及び居場所支援の実績件数は、昨年度より大幅に増加いたしました。拠点を学びピア21へ移転し、環境が向上したことや、広報による周知が進んだためだと分析

しております。一方で、40代以上の中高年層の利用が少ない点が課題であり、今後のアプローチ策を検討してまいります。

次に、9ページを御覧ください。令和7年11月に実施しました、ひきこもりに関する実態調査の御報告です。

本調査は、推計調査、本人、家族調査、事業者調査の3種類を実施し、区内におけるひきこもりの推計人数は1万2,224名という結果になりました。先ほどの御報告のとおり、ひきこもりの方に対する支援実績は増えているものの、依然として多くの潜在的な対象者が存在することが分かります。今後は、ハローワークや介護関係事業者等との連携を強化して、必要な支援機関への確実につなぐ仕組みを構築してまいります。

なお、10ページ目、11ページ目につきましては、実態調査の概要を記載しております。

続いて、12ページ、三つの柱である地域づくり事業について御説明いたします。

本事業は、昨年度より社会福祉協議会へ委託して開始いたしました。地域福祉コーディネーターが中心となり、気づく、つなぐ、つくるの三つの役割の下、世代や分野を超えて互いに支え合う地域づくりを推進しております。

13ページ目の課題と今後の取組におきましては、こちらは昨年度、生まれたつながりを継続、発展させるとともに、具体的な事例を見える化して情報発信を行い、ほかの地域へ広げる基盤づくりを進めてまいります。

最後に、14ページ目以降につきましては、ひきこもり実態調査結果の抜粋資料となります。

私からの報告は以上となります。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項3、令和8年度から新規に実施する手話出前講座についてを長門障がい福祉課長から説明をお願いします。

(長門障がい福祉課長)

障がい福祉課長、長門と申します。私のほうも、これ以降、着座にて説明のほうをさせていただければと思います。

件名ですが、手話出前講座の実施ということで、昨年の11月にデフリンピックのほうが開催されまして、足立区でも東京武道館におきまして、柔道、空手が実施されたというのは記憶に新しいところだと思います。このレガシー的な事業の位置づけで、この事業を実施するものでございます。

1番の目的ですが、まずは、手話は言語であるということ、これを一番大切になりますので、それをしっかりと周知啓発をしていくというところと、聴覚障がい者のある方の理解促進を図っていくというところを目的に実施をいたします。

内容でございますが、希望する団体のほうから申込みを受け付けまして、挨拶などの簡単な手話を学んで、聴覚障がい等の方への配慮など、そういった理解をすることのこの講座を通じて学んでいただくということを無料で実施するものです。

3番ですが、主な対象です。区内の事業所、また、主に区民で構成された団体等ということ想定しております。申込み時点で10名以上の受講が見込まれることを要件とさせていただいているところでございます。

実施方法ですが、下に委託のイメージを記載しておりますので、そちらのほうを御覧いただければと思います。

続きまして、次の21ページをお願いいたします。

開始の時期ですが、今月、令和8年の7月からということで実施をいたします。

周知の今後の方針ですが、既に7月の10日号のあだち広報で周知を図っております。加えてSNS、また、校長会や地域学習センター、

町会等を通じて、この事業の周知を図ってまいります。

私のほうは以上になります。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項4、「子どものころ・自殺対策協議会」の設置についてを土井ころとからだの健康づくり課長から説明をお願いします。

(土井ころとからだの健康づくり課長)

ころとからだの健康づくり課長の土井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私からは「子どものころ・自殺対策協議会」の設置について、御報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

項番の1になりますけれども、全国的に小中高生、子どもの自殺者数の増加に歯止めがかからない状況が続いております。資料には、令和6年小中高生529人で過去最多とありますが、令和7年も538人で、過去最多を更新している状況でございます。

こういった状況を打開するために、国のほうで自殺対策基本法改正されまして、地方公共団体は、子どもの自殺対策における体制整備及び自殺未遂をした子ども等への継続的な支援のために協議会を置くことができるというふうになりました。

項番2ですけれども、足立区の場合は、国のほうでも既存の会議体の活用ができるということを示されておりますので、主に子どもの虐待を扱う要保護児童対策地域協議会、要対協とされておりまして、こちらと兼ねる形で、子どもの協議会のほうを設置いたします。子どもの自殺対策を進めるに当たりまして、子どもの虐待を扱っている、こちらの会議体、構成者に親和性があり、重層的な支援がつけられる、支援につなげられると考えるためでございます。

22 ページの下ところに協議会の構成者、今までというところが要対協の構成者でして、そこに児童精神科医の先生ですとか、区内精神科医療機関、あと自殺対策で協定を結んでいるライフリンク等をメンバーとして追加いたします。

23 ページになりますが、名称は「子どものころ・自殺対策協議会」といたします。自殺対策というと、極めてハイリスクの取組になるところなのですけれども、その前のそこに至る前の子どもの心の問題、そういったところも包括的に支援していけるようなところにつなげていきたいというところで、こういった名称でやっていきたいと思っております。児童精神科医の先生による研修会なんかも実施していきたいと思っております。

イメージ図、括弧4に記載のとおりでして、ちょうど7月30日に代表者会議のほうを行います。関係機関の代表者の方に共通認識を持っていただいて、今後の取組の深化につなげていきたいと思っております。

協議会の中心になってくるのは個別のケース検討会議でございまして、お子さんの状況に応じて、区内精神科医の先生ですとか、お子さんに主治医の方いらっしゃれば主治医の方もですし、学校の関係者等交えまして、ケース検討会議を行いまして、自殺リスクの高いお子さんを必要な支援につなげていきたいと思っております。

今回、法的根拠を持つ協議会ですので、個人情報共有ですとか、機関間の連携の正当性も担保されるものと考えております。これまで、もしかしたら、子どもの自殺ですとか、発見した後の1人で責任を負い切れないような不安から対応を躊躇するようなケースも学校であったかもしれないのですけれども、協議会を学校にとっての明確な受け皿としまして、必要な支援に今後つなげていければと思っております。

す。

私からは以上でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項5、令和8年度の産後ケア事業における拡充についてと、報告事項6、令和8年度予防接種費用の助成事業についてを三品保健予防課長から説明をお願いします。

(三品保健予防課長)

保健予防課長の三品でございます。よろしくをお願いします。私からは、産後ケアの話と予防接種の話、2点を説明させていただきます。では、着座して説明させていただきます。

まず最初は、26 ページの産後ケアの話でございます。産後ケアといいますと、産婦の方、それから乳児の方に対して、健康面でのケアを行ったり、子育てのアドバイスをさせていただいているものでございます。類型がいろいろございまして、医療機関に宿泊する形もございすし、日帰りで利用する方法もありますし、助産師が自宅に訪問するという形もございすけれども、それぞれの利用の料金、1日当たりの料金を今年度から半額にさせていただきます。

それから2番目ですけれども、日帰り型の産後ケアということで、東京リバーサイド病院が追加になってございます。それが27 ページ目の5、8番目のところに追加になってございます。

それから3番目として、すこやかプラザあだちで、デイサービスケアを月曜日と金曜日に行っていたのですけれども、木曜日を一つ追加しました。ですので、すこやかプラザで週3日、それから梅島にございますOhanaというところで2日行っていますので、平日はどこかしらでデイサービスを行っているという体制にいたしました。

それから4としまして、訪問型の産後ケアで

すけれども、これ5名体制で行っていたのですけれども、1人増加して6名にさせていただいたところでございます。

こちらは以上でございます。

次に、予防接種でございます。こちらは、差替のものをお配りしましたが、ワクチンの3種類を説明させていただくと、その差替になった理由を順番に説明させていただきます。

まず、一つ目でございます。高齢者のインフルエンザワクチンなのですけれども、今シーズンから75歳以上の方を限定で、高用量インフルエンザワクチンというのを新しく導入することになっていました。これ何かというと、高齢者の場合はワクチンを打っても、なかなか抗体価が上がりにくいということで、それでは、ワクチンの用量を増やして4倍濃いワクチンをつくりまして、75歳以上の方限定にワクチンを接種するという方針で、国全体で動いていたのですけれども、先週の7月21日になりまして、それを見送りますと厚生労働省から連絡がございました。

理由なのですけれども、ワクチンを供給するメーカーから製造が、ワクチンが提供できないと連絡ありましたので、急遽中止にさせていただきました。

ただ、通常タイプのインフルエンザのワクチンは、今までどおり打めますので、そちら御安心ください。

これが一つ目の話です。

二つ目が、新型コロナのワクチンでございます。令和7年度は、自己負担金無料で高齢者に接種していましたが、今年度についても、全く同じで実施する予定でございます。

それから三つ目、30ページです。麻疹抗体検査と予防接種でございます。春頃だったのですけれども、麻疹が急に、はやりまして、随分ニュースにはなったのですけれども。足立区にお

いては、18歳までは予防接種をする事業というのはあったのですけれども、19歳以上の方のものがなかったので、緊急で、そういう抗体検査をしたり、予防接種するという事業をつくりました。自己負担金はなしです。

その他のところに書いてありますけれども、これは一応、緊急対策ということなので、今年度いっぱいを考えてございます。

あと、ワクチンについても、急に確保はできないと思いますので、医療機関の中で調整していただいて、用意していただけるようお願いしたところです。

あと、括弧4のウところが一番重要で、ワクチンなのですけれども、乳幼児が定期接種で使っているワクチンと同じものを使うことになるので、万が一、同じ医療機関に同じ日に集中した場合は、申し訳ないですけれども、お子さんのほうを優先させていただくような形になるかと思います。そういう案内をワクチン接種希望者にはさせていただく予定でございます。

以上でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項7、「東京女子医科大学附属足立医療センター探検ツアー」の実施についてを網野衛生管理課長から説明をお願いします。

(網野衛生管理課長)

衛生管理課長の網野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、31ページ、報告事項7について御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

こちら東京女子医科大学附属足立医療センター探検ツアーの実施についてということでございまして、こちら足立医療センターとの連携事業、昨年から、この探検ツアー実施させていただいているところでございます。

今年度につきましては、昨年の小学生から拡充させていただきまして、新たに中学生の枠も増やさせていただいて、実施を予定しているところでございます。

項番1、目的、内容につきましては、普段、入る機会の少ない3次救急医療機関である大学病院を見るというところ、また、足立区の子どもたちが医療職へ興味を持っていただいて、将来の職業を考える上での選択肢の一つとしていただきたいというところでございます。

項番3、ありますが、8月7日金曜日に小学生、8月21日の金曜日に中学生のツアーを実施する予定でございます。それぞれ10人を枠としておりますが、先日、7月の14日に募集の締め切りがございまして、申込数、速報値でございますが、小学生が144人、中学生が51人というところで、多くの方にお申し込みいただいて、抽選を済ませまして、今、御案内をしているところでございます。これから当日迎えますが、事故のないように、しっかりと実施してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(菱沼会長)

続きまして、報告事項8、足立区新興感染症への事前準備と発生時対応マニュアルの策定についてを宮下感染症対策課長から説明をお願いします。

(宮下感染症対策課長)

感染症対策課長、宮下でございます。よろしくお願いいたします。私からは、足立区新興感染症への事前準備と発生時対応マニュアルについて御説明いたします。以降、着座にて失礼いたします。

こちらのマニュアルにつきましては、地域保健法で、令和6年度に健康危機対処計画を策定していたところで、こちらの実行マニュアルという位置づけとなっております。令和6年度につくりました計画ですので、もっと早くでき

ればよかったのですがけれども、内容を充実させるためにお時間を頂きまして、今回の策定となりました。

構成につきましては、資料のほうからお読み取りいただきまして、今後の進め方といたしましては、こちらを基に、平時からの感染症対策の整備を、保健所体制、整備させていただきまして、今後、また新たな感染症が発生した場合には、落ち着いた、皆様に役立てるような感染症の対策を立てて、動いていきたいというふうに考えてございます。

以上になります。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項9、「第3期足立区子ども・子育て支援事業計画」の令和7年度実績及び第2次評価結果についてと、報告事項10、令和7年度あだちっ子歯科検診実施結果報告について、それから報告事項11、子育て家庭訪問事業で実施したアンケート調査結果についてを樋口子ども政策課長から説明をお願いします。

(樋口子ども政策課長)

子ども政策課長、樋口でございます。よろしく申し上げます。私からは、3件御報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、1点目でございます。「第3期足立区子ども・子育て支援事業計画」の評価結果等についてでございます。子ども・子育て支援事業計画については、大きく二つの施策分がございまして、その下に二つの、四つずつ各施策がぶら下がっているという状況でございます。

今回評価いたしました結果については、34ページの施策1-3、子どもの状況に応じた支援の充実。また、同じページの施策2-1、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実。ほか合計3施策については、5段階中5点という評価になってございます。

一方で、35 ページ目です。施策の 2－2 については、今年度、待機児童が上昇したというところで、5 段階中の 3 点という評価をさせていただいているところでございます。

また、この評価結果については、先日の子ども支援専門部会においてお諮りしまして、特段の指摘すべき事項等はなく、妥当であるというお認めをいただいたところでございます。

続きまして、あだちっ子歯科健診の実施結果報告について御説明いたします。足立区の年少児 4 歳から 6 歳の全ての子どもを対象に歯科検診を実施するものでございます。

37 ページ、図 2 にありますように、昨年から比べて、乳歯に虫歯がある子どもの割合は減少しているという状況でございます。

また、38 ページ、年少児、4 歳児の虫歯が全くない園というのも増えてきているというところが見えてきております。

今後は、令和 8 年度については、啓発物の見直しであったり、未通園児における受診率を上げるような取組を進めていくところでございます。

続きまして、40 ページ、子育て家庭訪問事業で実施したアンケート調査結果について御報告いたします。

項番 1 が、現在の登録者数と訪問率のグラフになってございます。この表、4 月現在でございますが、訪問率については 61 パーセントという訪問率でございます。

項番 2 以降がアンケートの結果でございます。

項番 3、アンケートの中で支援品として希望するものについて聞いております。最も多かったのが、商品券というところが 1 番、次いで絵本、オムツ、知育玩具という順番で希望する支援品というのが出てきております。

項番 4 以降については、事業についての評価等をいただいておりますので、

自由記載についても、いろいろと御意見頂いておりますので、今後の事業には生かしていきたいというふうに考えてございます。

飛びまして 44 ページ、今後の方針でございます。子育て支援品について若干の見直しを行っております。絵本については、子どものレジリエンス向上につながるというのがございますので、継続して実施いたします。

また、アンケート調査で知育玩具を求める声も多かったので、仕掛け絵本など知育玩具を拡充してまいります。

一方で、商品券については、東京都には 018 サポートが、金銭的支援が充実していること。また、オムツの宅配については、メーカーやサイズが多岐にわたり、利用者の希望に沿うことが困難であるというところから、導入の見送りをさせていただいているところでございます。

私からは以上です。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項 12、令和 7 年度各教育・保育施設の不適切保育の内容及び指導検査の実施についてを澤田子ども施設指導・支援課長から説明をお願いします。

(澤田子ども施設指導・支援課長)

子ども施設指導・支援課長、澤田でございます。私からは、令和 7 年度各教育保育施設の不適切保育の内容及び指導検査の実施結果について御報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

昨年度、児童福祉法が改正され、虐待等の通報を受けまして、区が事実確認を行ったものについては、審議会等へ報告することとなりました。昨年度、通報を受け確認した件数は 10 件となっております。そのうち、不適切保育を確認されたものは 2 件でございます。ほか 8 件については、ヒアリング等を行いました。事実の確認できておりません。

項番2からですが、こちらは指導検査の結果となります。

項番3に、事業者別に昨年度比と結果の分析を記載させていただいております。主だったところだと、園内に園児のけがの報告書は、しっかりと書かれているものが保管されているのですが、主管課のほうに報告をされていないことから、文書指摘のほうが多くなっております。今後も園長会等を通じて、結果の共有と指導、支援をしてまいりたいと思っています。

詳細については、P50 ページからの別添資料に記載されております。御確認のほど、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項13、令和8年4月1日の保育所等利用待機児童の状況等についてを齋藤保育・入園課長から説明をお願いします。

(齋藤保育・入園課長)

保育・入園課長の齋藤でございます。私からは、令和8年4月1日の保育園の待機児童数の報告について、詳細を報告させていただきます。恐れ入ります、着座にて失礼いたします。

資料は52ページになります。

項番1のところ、待機児童数、今年度106名となりました。

項番2で、年齢別の待機児童数を表しておりますが、1歳児がほとんどで、105名という結果になりました。

地域別の待機児童数については、項番3に書かせていただいております。

続いて、53ページをお開きください。

4番なのですが、保育需要率が高くなっているというのが、今回結果として出ました。少しずつ上がってきている結果が見てとれます。

そして、項番5なのですが、0歳児の人口が2年連続で上がっている。大変喜ばしいことな

のですが、令和7年度以降、2年連続で増えているということも理由として挙げられます。

続いて、54 ページです。

今回、待機児童数が急増したために、令和8年4月の新規入所者の保護者の方にアンケートをさせていただきました。その結果を書かせていただいております。アンケートの結果につきましては、待機児童の分析と推察をさせていただきました。今回、保育料の第1子無償化。保育料がただになったということ。そして、昨今の不動産価格の高騰によりまして、足立区が住みやすい、子育てしやすいまちとして選ばれていること。また、国の育休制度が充実しておりまして、保育園の申込みが増えている、そういったような分析をさせていただいております。

最後、項番8のところ、今後の待機児童対策について記載をさせていただきました。今年の9月を目標に、特に待機児童が増えております1歳児を中心に対策を取ってまいりたいと思います。仮称ですが、0、1、2歳児保育確保対策プランというものを策定させていただきまして、待機児童対策を進めていきたいと考えております。

次ページ以降は、細かい分析、数値的なものを掲載させていただきましたので、後ほど御覧ください。

私からは以上です。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項14、令和8年度学童保育室待機児童の状況についてと、報告事項15、千住本町住区センター学童保育室の閉室及び代替施設の整備についてを久保田学童保育課長から説明をお願いします。

(久保田学童保育課長)

学童保育課長の久保田でございます。2件続けて御報告いたします。着座にて失礼いたしま

す。

まず、68 ページ、学童保育室の待機児童ですが、昨年 9 施設開設したことが功を成し、今年度は 88 人の待機児童となっております。学年別、地域別は、お示しのとおりです。まだまだ待機児ございますので、引き続き施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、70 ページを御覧ください。

千住本町住区センター内にございます学童保育室なのですが、令和 8 年度末をもって閉室となります。

閉室理由につきましては、項番 2 にお示しのとおり、やはり人材確保が困難ということが一番大きくございます。

項番 3、代替地でございますが、現在、民設の学童保育室の公募を行っておりまして、それと同時に、ルミネ北千住内の施設を活用した事業者の募集を行っております。事業者の決定は 10 月頃を予定しております。

私からは以上でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございます。

報告事項は以上となります。あらかじめ各委員から提出されている質問について、事務局から御案内いたします。その後、区担当者から質問に対する回答をお願いいたします。

(森田福祉管理課長)

中学校 P T A 連合会の笠井委員より質問を 3 点頂いておりますが、このうち報告事項について 1 点、情報連絡事項について 2 点頂いております。この場では、報告事項についての 1 点について質疑を行い、情報連絡事項の御質問については、情報連絡事項の質問のタイミングで質疑を行います。

それでは、報告の 7 ページ。報告事項 2 に関連した質問でございます。ひきこもりが 1 万 2,224 人となっておりますが、その方々へのアウトリーチの方法は、どのようになりますかと

いう質問でございます。

(星野福祉まるごと相談課長)

福祉まるごと相談課長、星野でございます。

報告資料の 9 ページ目になります。

今回、足立区が実施したひきこもりの実態調査では、ひきこもりの推計人数は 1 万 2,224 名という結果になりました。今年度における当課の取組としましては、3 点考えております。

1 点目が、地域包括支援センターや介護事業者との連携になります。介護事業者の職員が自宅を訪問した際、ひきこもりの状態の御家族を把握する場合があります。その際、専門の支援機関へつなげるよう、事業者向けの研修や説明会を開催いたします。

二つ目が、ハローワークや福祉事務所との連携になります。相談に来られた方で気になる方がいらっしゃった場合に、支援機関の紹介や御案内など、つなぎの部分をお願いしてまいります。

三つ目が、カード型のチラシの作成です。今年度、新たに周囲の目を気にせずに持ち帰りやすいカード型のチラシを作成し、その置き場所も含めて工夫してまいります。

これらの取組により支援機関につながり、アウトリーチへとつなげていきたいと考えております。

今回の調査では、この 1 万 2,224 名の個人情報を区では把握しておりません。そのため、この方々とつながることは簡単ではないというふうに思っております。できることを一つ一つ取り組み、そのほか、ひきこもりの家族会の方々にも相談しながら、よりよい方法はないか検討してまいります。

以上になります。

(菱沼会長)

続けて、もう一点、お願いします。

(森田福祉管理課長)

もう一点は情報連絡となりますので、報告の

質問は1点のみでございます。

(菱沼会長)

分かりました。

今の御説明については、いかがでしょうか。よろしいですか。

この点について、私からもコメントをさせてもらえたらと思います。

私に関わりがある地域で、秋田県の藤里町というところが、ひきこもり支援を行っていて、全国的にも知られているところなのですが、そこはやはり家庭訪問を大事にされているのですけれども。

まずは、第1次調査で口コミ調査を行って、誰がひきこもっているんだろうか。ここでいくと15歳から64歳ということになっていますけれども、とにかく、なかなか社会との接点を持てていない人たちが誰なのかということで、まずは口コミ調査で名簿を作るのですね。名簿を作って、第2次調査は、1軒1軒、訪問をしていくのですけれども、その訪問者は、社会福祉協議会の職員が行っていているのですね。

今のところでいくと、いろいろなところと連携してということでもあるのでしょうかけれども、制度のはざまの問題を抱えていたりすると、誰が訪問するのかみたいなこともあるので、そこは今、足立区の社協さんにも地域福祉コーディネーターという方が配置をされているので、そういった方、関わってもらいながら、しっかり名簿を作って家庭訪問していく。そこから、つないでいくということも大事なと思いますので、今の御質問、大事に受け止めていただいて、体制をこれからも充実させてもらえたらと思うので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

そのほか、各報告事項について、皆様からも御意見、御質問等ございましたらば、お願いします。いかがでしょうか。

では、私から1点、皆さん方が多分いろいろ

あるかと思うのですけれども、御報告いただいている中で、体験ツアーがとても希望者が多かった中で、非常に人数を絞らなくちゃいけないというところで、苦渋の判断されているかと思うのですけれども。せっかく関心持ってくださいている子どもたちがいるので、今後に向けて検討されていることがあれば教えてもらえますか。

(網野衛生管理課長)

御意見ありがとうございます。衛生管理課長の網野から御回答させていただきます。

先生おっしゃるとおり、探検ツアー、なかなか人気があるにもかかわらず、なかなか枠を広げられない。これは足立医療センターさん側の事情もございまして、バックヤードを御案内するということになるので、一度に多くの人数、一度に連れていけないとか、事情もあって、させていただいているところです。その中で、今回は中学生という枠も増やしていただいてというところではあるのであります。

先生おっしゃったとおり、より多くの方に、この探検ツアーの魅力というか、そういうのを発信できればいいなとは考えているところでございますが、そこはまた、2年目というところもあって、足立医療センターさんと御相談させていただきたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

(菱沼会長)

どうぞよろしくお願いいたします。

(豊川委員)

今の御発言に、ちょっと思いついたのですが、千葉の勝田台のほうにある東京女子医大の病院では、高校生向けにやっているのですね。そこに、いろいろな看護学部、私の学校もそうなのなのですが、説明会をつないでいて、より、そこに、高校生から看護師へつないでいくというようなことをしているということをお伝えしておきます。

(網野衛生管理課長)

ありがとうございます。衛生管理課の網野でございます。

足立医療センター、隣に看護学校も併設されております。高校生向けに、例えば看護師さんの学校も紹介しながらというところ、先生のアイデアも頂きながら、足立医療センターに伝えてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

(豊川委員)

ありがとうございます。

私の質問は、福祉まると相談課の話になります。

ここで、平均、1相談当たり大体2.15あるいは2.14というふうになっていますが、多分これ、例えば途中であるとか、相談途中であるものなども含めているのではないかなというふうに思ってしまったので、例えば相談が完了した場合、そのときに大体平均で何回ぐらい来ているのか。あるいは、長いもので、どれくらいのものがあったのかなどについて、もう少し情報を教えていただきたいと思いました。よろしくお願いします。

(星野福祉まると相談課長)

福祉まると相談課、星野でございます。

相談者によりまして、相談の長いもの、短いもの、様々あります。相談の長いものにつきましては、開始当時から、まだつながっている方というのもしゃいます。そういった方々につきましては、概ね課題が複合、複雑化している方というのが多くございます。具体的な数字は、すいません、取ってなくて分からないのですが、そのような、あとは精神的な疾患による複合的な課題があるという方が多いというふうに考えております。

(豊川委員)

ありがとうございます。

ですから、2回だけ来て終わっているのがほと

んどであるという解釈は、しないほうがいいということですね。

(星野福祉まると相談課長)

そのとおりでございます。

(菱沼会長)

ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。

山下委員。

(山下委員)

足立区医師会の山下です。

私からはワクチンです。29 ページ目の報告事項6になりますかね。このうち新型コロナワクチンに関してですけれども、足立区は、今年度、あるいは来年度も、65歳以上は無償になるということ、大変喜ばしいことだというふうに考えております。

実際、このオミクロン株になってからは、若い人の重症化率や死亡率は激減しています。しかし、65歳以上の高齢者の死亡数は減っておらず、実際、統計が出ている令和6年の時点で、インフルエンザによる死亡数は、全国で6,000人弱でしたけれども、新型コロナが死因による死亡は、3万6,000人近くと、インフルエンザの約10倍の死亡者数がいます。

足立区では、昨年度、約6万人の方に新型コロナウイルスのワクチンを接種いたしました。結構、これは30から35パーセントぐらいになるんじゃないかというふうに思いますけれども。しかし、例えば板橋区なんかは40パーセントを超えております、接種率。

メッセンジャーRNAワクチンに対する根強い不信感が一部の区民にあることは、私も存じ上げておりまして、これに関する議論は、不毛な議論になりがちなのでいたしませんけれども、今年度以降、国産の発熱などの副反応が少ない不活化ワクチンなんかもシェアを広げておりますので、少し知恵を絞って、受診勧奨にも、単に無料にすればいいというだけではな

くて、受診の勧奨にも力を入れてもらえればありがたいというふうに医師会としては考えております。

以上です。

（菱沼会長）

はい。

（三品保健予防課長）

では、保健予防課からお答えさせていただきます。

（菱沼会長）

お願いします。

（三品保健予防課長）

新型コロナワクチンですけれども、昨年度と同じように、一応無料という設定はしましたが、ワクチンもいろいろ時期に応じて変わってきたりしますし、それから副反応の状態も変わったりとかしますし、それから被害を受けて、副反応ある方も、いろいろございますので、そういったもの、厚生労働省の資料なんかも一応、いろいろ見まして勉強させていただきながら、御利用者の方には情報提供させていただいて、御自身の意思で接種していただければというふうに考えております。

（菱沼会長）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

そのほかはいかがでしょうか。

（笠井委員）

報告事項2のまるごと相談の重層支援体制の整備事業実績の部分なのですが、まるごと相談の相談件数が前年比で1.7倍ほど増えておりますよね。その中で、相談員の人員体制というのは、どう水準を維持しているのか、増員等の予定はあるのか、教えていただきたいのが、まず1点。

そして、次、報告事項15。これセンターですね。千住本町住区センター学童保育室の閉室に伴って代替地、それができるまでの期間の間、受入れが、もしも空白ができた場合、何か方法

を考えていらっしゃるのかというのが1点。

そして、最後、報告事項12、不適切保育指導検査の結果の部分なのですが、2件ほど、閉込めと腕を引っ張る行為についてという部分で、実際あったということなのですが、区として再発防止策の実施状況と、他の施設への注意喚起、あと研修等の水平展開の予定というのがあれば教えていただきたいなと思います。

（菱沼会長）

では3点です。お願いします。

（星野福祉まるごと相談課長）

福祉まるごと相談課長、星野でございます。

まず1点目の相談の相談員の人員体制になりますが、今年度、職員は2名の増員となりました。職員体制、合計24名体制で行っておりまして、現状では窓口に来られた方をお断りするような事態にはなっておりません。

以上です。

（久保田学童保育課長）

続きまして、学童保育課長、久保田でございます。

御質問いただきました千住本町住区の代替の施設の事業者が決まらなかった場合の対応なのですが、まずは、この受入れの空白が起きないように、今現在、広報のほう行っております。

万が一、ここで決まらなかった場合なのですが、空白をつくることはできませんので、その場合は直営ですとか、何らかの方法を検討したいというふうに考えております。

（澤田子ども施設指導・支援課長）

子ども施設指導・支援課長、澤田から、不適切なところについてお答えさせていただきます。

再発防止につきましては、その園については、改善の通知のほうをいただいて、その後、巡回訪問もしておりますので、その中で保育のほう

が不適切じゃないか確認をさせていただいております。

そして、結果については、各園長会やホームページ等でもお示しをさせていただいて、皆さんのほうには周知させていただいております。

また、私どものほうで人権研修も行っておりますので、保育士が今後、そういったことのないように努められるよう研修を実施させていただいております。

以上です。

(笠井委員)

ありがとうございました。

(菱沼会長)

よろしいでしょうかね。

もう一点は、今の重層的支援体制整備事業について、私からもコメントをさせていただきたいなと思います。

この事業については、今、全国で585自治体、市町村が実施をしています。総数が1,741ですので、33パーセントぐらいになるところなのですけれども、全国の3割ぐらいが、この事業を実施している。その中で、地域福祉コーディネーターのような職員を配置をしているところを調べてみたのですけれども、この重層事業を行っている地域の4割が配置をしているということなのです。

やはり、こちら地域福祉コーディネーター、とても重要だと思っております。まるごと相談で相談受けていただいた後に、そこを伴走的に支援ができるかという、なかなかまるごと相談の方だけが伴走していくって難しいところがあるので、相談は、しっかり受け止めていただきながらも、誰が寄り添っていけるのかですね。いろいろなところにはつないでもらいながら、やはり制度のはざまのところは地域福祉コーディネーターが寄り添っていくみたいな形にして、あくまでも相談受けた後が重要になってくるところなので、今後そういったところの

展開も、今いろいろ事例出しているのは、とても大事だなと思っているので、それも注意深くを見ていけるといいかなと思っています。

そのほかはいかがでしょうか。

お願いします。

(山口委員)

小学校PTA連合会、山口です。私のほうからは報告事項8、32ページの足立区新興感染症への事前準備と発生時対応マニュアルの配布されているマニュアルの中で読み切れなかったもので、御教示いただければと思っております。

この計画の背景は記載いただいております。日々日頃から、いつ発生するかも分からない感染症に対する準備と計画については、非常に重要なと私も思っております。その課題で、計画書の4ページの課題の丸3で、ICTの活用というのが記載されております。ちょっと読み切れなかったのですけれども、この資料の中身を見ていく限り、そのICTの活用の具体的プランといいますか、計画といいますか、そういったものが示されている箇所が恐らくないかなと思ひまして、具体的に何か想定されているものがあれば、お聞かせいただければと思っております。

12と13ページに、新型コロナの感染症時のICT活用の対応が1番から6番まで載っておりますのですけれども、これだけ見る限りですと、当初、ExcelでやっていたものがAccessで移して、それでも管理し切れなくなって、均等に移して、ちょっとそこで混乱が生じて、Googleフォームは課長しかスキルを持っていないくて、最終的に発行事務はExcelのスキルのある職員しかできず、また、データベースからの転記が必要と、非常に課題に溢れている内容かなと思うのですが、恐らくこの課題を踏まえて、何か今後やっていくであ

ろう計画があるのかなと思ひまして、もし何か計画があれば、お聞かせいただければと思ひます。

以上です。

(菱沼会長)

お願いします。

(宮下感染症対策課長)

感染症対策課長、宮下でございます。

これから活用する方法というのは、いろいろ足立区の場合、データベースを上げるにしても、乗り越えなければいけないハードル等ございますので、これからちょっと考えていきたいなというところで、これを目標としてあるというところもございます。

(馬場委員)

当時、携わっておりました衛生部長です。また現在も、こちらのほうを進めているところですが。

確かに、こういう書き方をしておりますが、こちらに記載してあるものは、全てスキルは残っていて、今でも、すぐに活用できるものです。

また、実際に、ここにある絶対リーチ！ですとか、あと、いろいろな相談支援の体制のところは、今、麻疹の患者さんが出るたびに接触者が2週間の行動歴などを聞いていくと、100人とか200人になる方もいらっしゃいますので、こちらのほうの手法は、今も使いながらやっているところですよ。

今後も、足立区は今、ICTについて相談できる外部の相談の方がおりまして、その方が当時、この開発をしていた課長ですので、こちらにも相談しながら、今、全くできていないことではなくて、こちらを土台にして、より進めていくという考えです。

以上です。

(菱沼会長)

いかがでしょう。

(山口委員)

ありがとうございます。何か突発的なことが起きたときに、この土台となるシステムが整備できていないというのが、多分、全国的にいろいろな課題が発生しているところかなと思ひましたので、そこがきちんとできていると確認できて何よりです。ありがとうございます。

(菱沼会長)

ぜひ現場の方々の声も聞きながら、システム構築をよろしく願いいたします。

そのほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

(白石委員)

今日、第10期介護保険計画についての諮問がされたわけですが、第9期のときに第8期と比べると、介護料が、ほんのわずかですが下がったのですね。この下がった最大の理由は、介護保険、介護予防事業だというふうに説明があったのですが、今後、介護予防事業については、どういうふうに考えているのか、お答えをいただきたいと思ひます。

(菱沼会長)

お願いします。

(小峯介護保険課長)

介護保険課長、小峯でございます。御質問ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、第9期のこの基準額でございますけれども、10円下げさせていただきまして、6,750円という金額になりました。その中の大きな要因としては、介護予防に力を入れていくということで、これまでやっていたものをさらに強化をしていくということで下げさせていただいております。

この考え方自体は、10期におきましても同じでございます。より、この介護予防を強化することで、介護認定を受けるまでの御年齢が1歳でも1か月でも長くなれば、その分、健康で皆様いていただくことで、介護保険を使う、そういった期間が短くなりますので、そういった

ところを目指して 10 期も、この基準額の算定に生かしてまいりたいというふうに考えております。

（白石委員）

何回も言いますけれども、我が党は、前議会のときに議員総会で、介護保険の基準料は 7,000 円を超えないことということで話を進めさせていただいて、結果、介護予防に力を入れるということの中で、第 9 期は第 8 期と比べると、10 円ですけれども下がったのですね。それができる、やるとすれば、今後、よほど介護予防事業に力を入れていただかなければならないというふうに思います。前議会で決まった 7,000 円を限度としたいということについては、今議会も全く一緒ですから、そのことのやつを頭に入れながら、計画を事務方でしっかりとつくっていただきたいというふうに思います。

もう一つは、学童保育の待機児についての報告がありましたが、私が運営委員長をしている西新井本町住区センターの中にも学童保育があるのです。この学童保育は、区がやっていることにしては、本当に珍しいというよりは、驚くことですけれども、定員よりも、ずっと多く預かっているのですね。定員の 1 点何倍という形で預かっている。この人数は待機児の中に入っているのですか、入っていないのですか。

（久保田学童保育課長）

学童保育課長の久保田でございます。

今、弾力化ということで、定員よりも多く学童保育室で預かっていただいております。この人たちについては、待機児童の中には入っておりません。

（白石委員）

待機児の中に入っていないと。学童保育で預かっている人数だというふうにとっているとすれば、これは大きな問題なのですね。定員が決まっている。定員が決まっているということ

は、指導者も数が、それだけしかいないのです。それは学童保育だけじゃないですよ。この中に障がい者の通所施設を運営している方もおいでになりますけれども、この障がい者の通所施設にしても、学童保育にしても、1.5 倍ぐらいの人数で預かっているのです。これは、もし問題が起こった、事故が起こったら、誰の責任になるのか。運営している人の責任なのか、それとも、それを認めている区の責任なのかということになると、大きな問題になるというふうに思いますが、どういうふうにお考えですか。

（久保田学童保育課長）

学童保育課長の久保田です。

今、定員よりも多く預かっている数なのですけれども、大体 1 割程度。40 人の定員のところであれば、44 人お預かりしています。国が定める基準としましては、1 支援が大体 40 人で、その際に指導員が 2 人以上というような基準でございます。区のほうでは、これを参考に、お預かりする子どもの数に対して、指導員が不足にならないように、業務委託の際には依頼をしているところです。その基準が守られているかどうかは、区の職員が巡回等で、各学童保育室を見守っておりますので、安全にお子様がお預かりできるような体制を取っております。

（白石委員）

そうすると、定員というのは一体、何で決めたのですか。定員が決まっている以上は、指導者の数、決まっているのですよ。私どもの住区センターの学童保育の先生方に聞いても、責任取りようがないというのですね、1.5 倍もいたんじゃ。定数というのは一体何のために決めたのか。それは先生の数に合わせて定数が決まっているわけですよ。その 1.5 倍近い人数を預かっておいて、それを待機児じゃないという考え方は変じゃないの。当然、待機児でしょう、それは。学童保育室に行っているというだけです。そのことについては、しっかりと区とし

て話し合っていたきたいと。どうするか。

今回、うちの学童保育のところが改築されるのですね。改築されるから、学童保育の先生方は学童保育の部屋が広くなると思っていたのですね。ところが、説明来たら、全然広くならない。今のままですよと言うのですね。どうするんだって言ったって、いや、やってくださいということは言うのだけれども、どうするか、全然結論が出ない。こんなことでは、区がやっているってわけにいかない。もうちょっと、学童保育だって定員オーバーの学童保育室がいくつあるか、定員オーバーの障がい者の通所施設がいくつあるのか、何人オーバーしているのかについて、ちゃんと数を分かっているのですか。

(久保田学童保育課長)

学童保育室の定員なのですが、例えば保育園のように、例えば3人に1人というような職員配置の基準ではなく、一つの支援に対して2人以上というような基準になっております。

区のほうでは、1支援に対して2人以上なのですが、例えば50人以上というような人数が多い場合には、それにプラス1人をして、3人以上という形で見ております。

それからまた、施設の面積に対して子どもの数というのが決まってきますので、古い施設ですと、基準ができる前に学童保育室の定員を定めて行っている施設がございます。その際は、改築をするときですとか保育室を改築する際に、お部屋の広さに合わせた基準に変更したいと考えております。

今、委員おっしゃられた西新井本町の学童につきましては、改修後は、お部屋が今回、残念ながら広くできなかったものですので、定員を少なくして、お部屋の広さに合わせた定員に変更する予定でございます。

(白石委員)

もうこれ以上言っても仕方ないからやめま

すけれども、定員があって、定員オーバーで預かっていることを分かっている、それでもやれと言うのですから、これは役所としての考え方としては、全然なっていないと思います。もし事故が起こったら、その学童保育士の責任じゃないですよ。それを、だってそこが預かってやらなければ、あの子たち行くところないんだから。だから、善意で預かっているわけですね。善意で預かっていて事故が起これば、必ず裁判ごとに、今の日本ではなるのですよ。なったときに、学童保育を担当している先生方の責任なのか、足立区の責任なのか、私たちが責任取りますと言ってくれるのならば分かるのですけれども、全く言ってくれない。先生方、うまくやってくださいと言ったって、事故が起こったら、うまくなんかできないんだから。そのことをしっかりと分かって、今後、考えてほしいというふうに思います。

もう一つ、先生、一つだけ。さっき福祉まると相談室のことで、非常に、これは厚生委員会でも私は言ったのですが、福祉の相談に来ると、あちこち、たらい回しされるのですね。それは福祉だけじゃない。どの課に行っても、一般の区民の皆さん方に言わせると、何でもかんでも結論が出るまで、あっち行け、こっち行け、あっち行け、こっち行けということ、結果的には何の結論も出ないようなことが多い。だから、福祉まると相談課は悪いわけじゃないのですけれども、まると、ちゃんと相談してほしいのは、福祉部に限ったことじゃない。どの部も同じだということを十分に理解して、福祉まると相談課長は、課長会で、はっきりと各部の中に担当の課をつくるように進めてほしいというふうに思います。役所に一般の人が行くと、あっちこっち回される。回されて、結局は結論が出ないことが多いのですね。そのことについては、福祉まると相談課長、どういうふうにお考えですか。

（星野福祉まると相談課長）

福祉まると相談課長、星野でございます。

今、各事務所ですかね、部署にお願いをしているのは、何か困ったこと、気になる方いらっしゃいましたら、福祉まると相談課のほうにつないでくださいということをお願いしております。つながることによって、問題が複雑化、複合化せずに、簡単なお話ですか、軽い状態での相談につながる。それによって問題解決が早くなるというふうに考えております。

各課につきましても、お話を聞いて寄り添っていただいて、適切な支援場所、相談場所につないでいただければというふうに考えます。

以上です。

（菱沼会長）

今の2点のところ、まず、学童保育室の利用実態のところの御意見だったと思いますので、まず現状把握をしていただいて、そこで無理が生じていないのかどうか、確認の上で対応していただきたいというところだと思います。

あと、もう一つ、福祉まるとのところについては、とにかく、たらい回しにならないように、まると受け止めていきましょうという窓口の設置なのだと思うんですね。

ただ、中には、まるとじゃなくて、これは、あそこにつないだらいいんじゃないかみたいで紹介したときに、いや、うちじゃないかなとなる可能性があるということなので、これについては、つなぐときに、あちらに御相談くださいじゃなくて、まずは自分が先方に確認をして、こういう相談が入っているのだけれども、そちら対応してもらえるかどうかを確認した上で、じゃあ行ってくださいであれば、たらい回しにならないのですが、その確認がない中で行うと、ちょっとうちは違うのでとすることがあるので、とにかく、つなぐときには確認の上でつないでいただくというところを庁内でも共有していただけると、また状況違ってくるかなと

思いますので、よろしくお願いします。

（小谷委員）

白石議員に。私、東京未来大学の小谷と申します。子ども支援専門部会の部会長させていただいておりますが、学童保育のことについて取り上げていただいて、大変ありがたく思っています。

住区センターにある学童保育は、本当に地域の方が担ってくださっていて、お給料というか、そのあたりも、かなり大変な中で、たくさんのお子さんを見てくださっているということは伺っております。

そして、私スクールアシスタントを、小学校のほうとかも学生がアルバイトをしていたりとかして見に行くのですけれども、子どもたちが、みんな健康というか、発達に課題を持っているお子さんも学童保育に通っていたりとか、あと、小学校に通っていると、教室に入れなくてお子さんとかもいて。でも、そういうお子さんも学童に行かなければいけないというストレスがすごくたまっているという現状を見ております。それは、他区の校長先生、他区から異動して足立区に来た先生なんかに伺うと、ちょっと驚きましたというお声も聞いたりとかして、やはり足立区独自に何かすべきなのではないかなというふうに感じております。それは親御さんとの対応の、おうちの問題だったりとか、そういうストレスもあるのかなと思っております。

今、私は大学、こども心理学部におりますけれども、そうすると、通信制高校から来ている心理の、心理ですと、6割が通信制高校から上がってきている学生たちで。また、中学、足立みらい中学と高校と、足立区のつくらせていただきましたけれども、とても人気がありまして、今、倍率がついているような状態で、すごくニーズが高いという状況です。

やはり小学校のとき、療育もですけれども、

きゅうきゅうな状況で、小学校がつらくて、ひきこもってしまうというのが、実は小学校のうちからあるのではないかなと思っています。親御さんが、お子さんが小さいうちは、まだ、おうちで親が送り出すのですけれども、中学になると、お母さんは仕事に行き、自分は家でひきこもっているというふうになると、そのまま高校は通信制高校に行き、ということになって。そうすると、社会に出づらいという現状が起きているような気がします。

特に通信制高校に入った後も、その後のフォローアップって、大学に行く子も、もちろん先ほどのようにいますけれども、そうでないお子さんも、たくさんいるのが多分、潜在的にいるのだと思いますので、ぜひそのあたり、1人、個別個別というよりか、本当に小学校というか、学童とか保育園とか、そういうところから、しっかりサポートというか見守り。ちょっと発達に課題がある子がひきこもって、みんなとうまくやれないんじゃないかなというところから見えていくのがいいのではないかなというふうに感じております。

意見として述べさせていただきました。ありがとうございました。

(菱沼会長)

ありがとうございます。こちらの御意見も大事に受け止めていただきたいと思います。

そのほかはいかがでしょうか。

(笠原委員)

町会・自治会の副会長の笠原と申します。よろしく願いいたします。

子どものころと自殺対策のことでお聞きしたいのですが、児童、生徒の自殺リスクとか、精神不調を早期に発見するというRAMP Sという公式ホームページがあるようなのですけれども、それって区のほうでは使っていないのでしょうか。それと、学校などでも使っているところがあるのでしたら、教えていた

だきたいと思います。

(土井ころとからだの健康づくり課長)

ころとからだの健康づくり課長の土井からお答えさせていただきます。

先ほど報告事項で、自殺対策の協議会、御報告申し上げたのですけれども、関連で、情報連絡のほうで自殺対策の7年の実績と8年度の実績方針も載せておりまして、情報連絡の156ページになるのですが、RAMP Sのほう記載しておりまして、区でも今年度からモデル的に実施をしていきたいと考えております。

具体的には、中学校1校と、あと高校生世代の居場所1か所で運用を始めまして、今後、効果検証しながら、今、委員おっしゃっていただきましたとおり、子どもの自殺リスクを見逃さないために、見える化するために、効果的に見える化するために入れるものですので、効果を見ながら、学校のほうも順次拡大していければというふうに考えております。

(笠原委員)

ありがとうございます。それと併せて、ひきこもりって、ちょうど働き盛りのお子さんだという年齢の子ども、いらっしゃるよね。そういった場合に、働けないということで、家族の方の負担になるということあると思うのですけれども、その辺の、何て言って説明したらいいのでしょうか、施策ってありますか。

(星野福祉まるごと相談課長)

福祉まるごと相談課長、星野でございます。

ひきこもりの方、御本人への支援も行っておりますが、御家族の方に対する支援も行っております。その方については、相談を受けていただいて、その家族の方に寄り添う、話を聞いてもらう、そういったことだけでも気が楽になるという話も聞いております。

また、家族会のほうも行っておりますので、そちらの中で、家族間で共有する、同じ立場の中で共有するという形もあります。

（笠原委員）

これは、例えば金銭的なことをということというのは、ないのですか。

（星野福祉まると相談課長）

福祉まると相談課長です。

相談の中で、働けないというところで、金銭的に苦しい難しいという相談もあります。その際には、何か活用できる手当があるかどうか。その次に、最終的には生活保護という制度もありますので、それら手当、生活保護制度、それらを含めて、ひきこもりだけではなくて、家計という部分でも相談を受け付けております。

（笠原委員）

生活保護を受けるような状況でないけれども、例えば20代、30代、40代という働き盛りのお子さんが、そういう状況になったときに、周りが面倒見なくてはいけませんよね。そういう場合の生活保護ではなくて、そういう場合の支援というのは、何かあるのでしょうか。

（星野福祉まると相談課長）

福祉まると相談課長です。

ひきこもりの方を周りが面倒を見るというような支援ですかね。そのひきこもりの方の状況によっても変わってくるのかなというふうに思います。やはり家から全く出られないという方と、家からは出れるけれども仕事はできない、働けないという方もいらっしゃると思いますので、そちらにつきましては、個別で対応させていただきたいというふうに思います。

（笠原委員）

そちらの窓口に伺えばよろしいということでしょうかね。

（星野福祉まると相談課長）

はい。ぜひ御相談いただければというふうに思います。

（笠原委員）

ありがとうございます。

（菱沼会長）

今のところで、報告事項の2が重層的支援体制整備事業になっていますけれども、重層的支援体制整備事業は三つの事業があって、今回は包括的相談支援と地域づくりなのですが、もう一つ、参加支援事業というのがありまして、そこがひきこもり支援のところに繋がるところで。これは、なぜ、ひきこもってしまっているのかという背景を見るのが重要なかなり個別性が高いものですが。

いずれにしても、その人がなぜそういう気持ちになっているのか、そこから自己有用感をどう回復していけるのか。また、御本人さんの力を生かせる場面と、どうつながっていけるかという地域づくりとも連動していくところであって、そこに伴走してくださるのが、まると相談の方であったり、また、社協の地域福祉コーディネーターの方であったりと思うので、とにかく気になる方がいらっしゃったときは相談をしていただければ、次につながっていく可能性が出てくるかと思うので、よろしくお願いします。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私から、もう一点。さっき、子どものころ・自殺対策のところがありまして。ぜひここは、家族支援の視点も大事に盛り込んでもらえたらなと思っています。かなり子どもたちに対して、どうするかというところで、要保護児童対策地域協議会も、結構そのお子さんに対して、どうするかが中心になると思うのですけれども、その家庭に対して、どうアプローチをしていくのかとか、また、その親子を地域の中で、どう受け止めていけるのかと、あと地域支援にどうなるか。結局これ、ぜひ重層的支援体制整備事業の動きと併せて、家族支援、または地域のつながりで、どう支えていけるのか含めて検討していただきたいので。

そうすると、協議会に追加されるメンバーの

方々が、ここだけでいいのかどうかというところも、ちょっと御検討いただきながら、その視点、大事にお願いしたいなと思っています。コメントとしてです。

(小谷委員)

区内にあります児童養護施設クリスマス・ヴィレッジのほうの評議員もしておりますけれども、かなりショートステイを利用していることで、虐待は予防できているのではないかなというふうに思っています。

また、自殺等も、ちょっと関わったことがありますして、かなり困難のお子さんたちを地域でお預かりしているような状況ですので、地域の問題として、そこに行く前の段階でできることがあるのではないかなというふうに感じていますし、やはりそれは親御さんで、親御さんには何も言えないというか、大人になってから気づくとか。そうすると、連鎖していくというところもありますので、早いうちに、そのあたりを子どもというか、親御さんとの関わりというところが、しっかり家族ぐるみでサポートするということは、すごく大事ではないかなというふうに、こども心理学部の心理の教員として思っております。結構、卒業生が就職しておりますので、やはり大変な状況というのをよく聞いております。ありがとうございます。

(菱沼会長)

よろしくお願いします。

そのほかはよろしいでしょうか。

そうしましたら、情報連絡事項のほうに入っていきたいと思います。また、そのほか全体通して、御意見、御質問等ございましたらば、随時お願いしたいと思います。

まずは、情報連絡事項について、冒頭で御説明しましたとおり、説明は省略をいたします。それで、あらかじめ各委員から提出された質問について、事務局から御案内をした後、質問に対する回答をお願いしたいと思います。

では、お願いします。

(森田福祉管理課長)

中学校PTA連合会の笠井委員から情報連絡事項について2点、御質問頂いていただいています。

まず、1点目が、情報連絡事項18番、152ページからですが、先ほど笠原委員からもございましたが、自殺対策とRANPUSの運用方法が知りたいという御質問。2点目が、91ページ、情報連絡事項5ですが、孤立ゼロと学校地域連携の具体像があれば教えてほしいという質問でございます。

(土井こころとからだの健康づくり課長)

1点目の御質問につきまして、こころとからだの健康づくり課長の土井でございます。

先ほど、笠原委員の御質問にお答えさせていただいたところで、補足で、追加で御説明なのですが、RANPUSなのですが、タブレット端末、基本的に活用しまして、1次検査と2次検査、分かれていまして、1次検査で、児童、生徒が1人で回答するのですが、心身の不調ですとか、睡眠とか、食事のことをお答えいただいて、その1次検査に一定程度のリスクがあれば、教員等が2次検査で問診をするといったような形でございます。

中学校のほう、今回モデルケースで入れますけれども、それは保健室に来室した生徒さんに対して1次検査やっていただいて、リスクがあれば、養護教諭の先生が中心になって2次検査を行うと。高校生世代の居場所1か所でもやりますけれども、そちら区の保健師を実施日に派遣しまして、問診のほうをやるといった形で想定しております。

(江川絆づくり担当課長)

絆づくり担当課長の江川でございます。2点目につきましては、私のほうから回答させていただきます。

まず、孤立ゼロプロジェクトにつきましては、

地域のつながりの希薄化対策としまして、高齢者への声かけなど地域での見守り活動を推進することで、お互いさまのまちづくりを進める取組になっております。現在、学校、地域との連携を進めておりますが、その理由としましては、できるだけ幅広い世代の多くの方に地域に関心を持ってもらって、気づきの芽を増やしていきたいというふうに考えているからでございます。

具体的な取組としましては、地域包括支援センターが行うスマホ教室であったり、認知症カフェ、そういったところに高校生がボランティアとして参加をしていただいたりですとか、また高齢の方と一緒に清掃活動をする中で交流をしていただく、そういった取組を今行っているところでございます。

こうしたことをきっかけに、若い世代の方々にも、地域、高齢者に目を向けていただきたいというふうに考えているところです。

以上になります。

(菱沼会長)

今の御説明に対しては、いかがでしょうか。

(笠井委員)

先ほどのほうで、若者の参加率というのは、どんな感じになっています。まだ分かっていない。

(江川絆づくり担当課長)

絆づくり担当課長の江川のほうからお答えさせていただきます。

参加率というところまでは、正直、分からないところではあるのですが、地域包括支援センターと学校とで個別にやり取りをして、そういった取組を進めていただいているという、そういう状況ではございます。

(笠井委員)

具体的な目標値みたいなのを設定してあるのでしょうか。

(江川絆づくり担当課長)

絆づくり担当課長の江川でございます。

若者の参加について、具体的な目標値というところまでは定めてはいませんが、できるだけ広く、今は高校生が大体中心にはなっているのですが、小学生、中学生というところも含めて、広げていきたいというふうには考えているところでございます。

(笠井委員)

よろしくお願いいたします。あとはオーケーです。大丈夫です。

(菱沼会長)

今、子どもたちも非常に少なくなっている状況の中で、また、いろいろ子どもたちも日々の生活が、余裕がなくなっている状況の中で、いかに地域の様々な方とつながっていけるか、これは学校さんとかPTAさんとか、いろいろなところとつながる中で、豊かな体験の機会を生み出していただけたらと思うので、よろしくお願いいたします。

そのほか。あとは、そのほかは御質問ないということよろしいでしょうか。

(小林委員)

民生・児童委員の小林と申します。よろしくお願いいたします。

私は、情報連絡の14、121ページの生活保護のことについてお聞きしたいと思います。121ページにありますように、足立区の生活保護の状況が保護世帯数、保護人員数、保護率ともに23区中1位とあるのですね。それで、その下に若年層の困窮度合いが強まっているというふうにありますけれども、何か若年層向きに施策があったら教えてくださいと思います。例えば年金の加入を勧めるとか、そういうことでもいいので、何か施策を考えていらっしゃるから聞きたいということと。

それに引き続いて、大学生等の支援というのが122ページにございますが、私の理解では、生活保護は18歳の高校卒業までという、家族

ですけれども、というふうに理解していたのですけれども、これによると、大学生、専門学生などを対象にパソコン教材とかの支援をしているというふうに開始したとありますが、生活保護の子どもの年齢というのが変わったのかどうかというのをお聞きしたいです。

（小室足立福祉事務所長）

足立福祉事務所長の小室からお答えいたします。

今、委員のほうから御質問があったのは、受給者数の推移の括弧2のところを御覧になっての質問ということでよろしいでしょうか。よろしいですか。

これ実は、ここに記入した理由なのですけれども、マスコミ報道の中で、20代の単身受給者の世帯が、25年前に比べて7倍になっているというような報道がありまして。足立区は、どうなのかなというところを確認したところ、令和元年からでしか比較できなかったのですが、2倍になっているということで、今回、初めて分かったところであります。

したがいまして、若年層向けの何か施策を打っているのかというところと言うと、生活保護世帯向けに特化したものは特にはないのですけれども、確かに相談も若年者が増えているなというような印象がありますので、そこに関しては、その相談の状況に見合った、その方に合った必要な支援をしていくということは、引き続き変わらないところでございます。

また、次のページの大学生の支援のところなのですけれども、こちらについては、生活保護世帯に限ったものではなくて、生活困窮世帯も入っているものでございまして、年齢的には、やはり大学生がターゲットになっているところでございますので、大学生、もしくは専門学校生等でしたら、その年齢というよりは、学生であれば対象に支援していくというような形になっているところでございます。

失礼しました。

大学生は、確かに生活保護を受けられないです。世帯分離になりますので、生活保護から、世帯から外れるということになりますので、やはりそういったことで、かなりの厳しい生活を強いられるというところがあるので、何とか支援していきたいというような考えで、こちらのほうの支援のほうは進めているところでございます。

（菱沼会長）

よろしいでしょうか。

こちらの大学生等の就学就職支援事業は、これ区の独自事業という捉え方でよろしかったですか。

（小室足立福祉事務所長）

はい、おっしゃるとおりでございます。区の独自事業です。

（菱沼会長）

そこ、力入れてやっていきたいというところですよ。ありがとうございます。

（小谷委員）

東京未来大学の小谷です。大学生の支援、ありがとうございます。

今、学費を自分で払っている学生が本当に増えていて、私もいろいろ何かイベントとかやるよと言うと、その日はバイトが絶対休めませんみたいな学生が年々増えてきている気がします。自分で学費を払って学んでいる学生、100万以上の学費を払っている学生も増えているように思います。

私からの質問は、情報連絡事項の12番ですけれども、事業者が撤退しているということなので、ちょうど先週の金曜日に医療的ケア児支援法が改正されまして、医療的ケア児ではなく、医療的ケア者も入ることが国会で決まったところでございます。

それに伴い、それが来年の令和9年に施行されるということで、事業者、呼吸器がついてい

る子たちが預からなければいけなくなるというか、区が用意しなければいけなくなる現状があるかなと思います。

今、花畑学園にも人工呼吸器ついている子が、昔は自宅でいた子たちが学校に通うようになってきて、バスというか、訪問の看護師さんとともに登校して、その後、医療的ケアの事業所というか放課後等デイサービスに通っているという状況なのですが、18歳になったら、今まで、そのサービスがなかったことが、今度19歳というか、一生、地域で暮らせるようにという法律ができたばかりなので、今後、足立区として、どういうふうを考えていくのかとか、こういう、撤退してしまうというか、医療的ケアがない事業者も撤退してしまうと、多分、受入れ先がなくなってしまうと思うのですが、そのあたり、どう考えているのか。議員さんがいらっしゃるの、議員さんにお願い、考えていることかもしれないのですけれども、撤退しないような事業を、事業者さんを撤退しないようにする施策とか、施策というか、何か対応とかあれば教えていただければと思います。

(小峯介護保険課長)

御質問ありがとうございます。介護保険課長でございます。

今回、こちらの116ページの案件でございますが、こちらは、高齢者の方の認知症の方が入られるようなグループホームなどをもともと開設する目的で公募をさせていただいた事業者がいたのですが、そちらが、昨今、やはり物価高騰の影響などで事業撤退ということで、住民説明会等を行ったというような内容になっているのですけれども。

こちらの介護、私のほうから介護保険の、高齢者の分野でのお答えになってしまって恐縮なのですけれども、こちらにつきましては、令和6年度に公募をさせていただいたときと、今、令和8年度、かなり世の中の状況が変わってお

ります。当然、当時はまだ物価高騰自体はあったにせよ、ここまでの状況になるということは、まだ分からないというようなところもありまして。特に、その公募においても、補助金の部分ですとか、そういったところで区として、スタンダードな形で、どちらかといえば公募をさせていただいたのかなというところではあったのですが。

今回、この令和8年度に、新たに、またこちらを再公募をさせていただくという方針とさせていただいているのですが、その際には、物価高騰に耐えられるような事業者の方が、運営を少しでも取り組んでいただけるような補助金部分であったり、そのところの強化ですとか、そういったところを今回の公募では考えておりまして。事業者の方の運営の部分では、いろいろな人材確保の部分ですとか、ほかにも大変な部分あるかと思いますが、その部分でも、足立区で施策としているような人材確保策などもございますので、併せて、そういったところで公募に応募していただくような形になればいいなというふうに考えております。

私からは以上です。

(小谷委員)

医療的ケアの場合だと、看護師の確保、胃ろうですとか、喀痰吸引ですとかが必要になると、看護師の確保が必ず必要になってきますので、ぜひ先ほどの女子医大で、皆さん、子どもたちが見ることによって、自分は医療者になりたいとか、医者になりたいとかという子たちを地域で育てていけたらいいなというふうに思っております。そのあたりも含めて、ぜひ考えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

(菱沼会長)

今の情報連絡事項の13、高齢者のところですけれども、これについては、大体認知症対応型通所介護が廃止になっている。私も、ほかの地域の地域密着型のほうの運営委員をやっ

いる中で、理由とすると、大体職員さんが確保できない場合、もう一つは、利用者さんが伸びない場合。特に認知症対応型だと利用料が高いため、利用する方が少なくなってしまうみたいなこと、制度によるものも大きいかなと思うので。そこは廃止になったとしても、事業譲渡などありますので、そこをフォローしていただけたらと思いますし。社会福祉法人さんが廃止されているというのは、ちょっと気になる場所ではあるのですが、利用者の方にとって不利益がないようにということで、お願いいたします。

併せて、医療的なケアを必要とする方々に対する支援の充実も、御意見として大事にしていただけたらと思います。

あと、そのほかはいかがですか。

お願いします。

(山下委員)

足立区医師会の山下です。

私からは、情報連絡9、物価高騰支援を目的とした施設への特別給付金支援事業について。これは大変ありがたいというふうに考えております。介護事業者は今、大変厳しい状況でして、人件費もどんどん上がっていく中、介護報酬は、ほとんど上がっていないと。ですから、この物品に対する、この値上げ、これを補助してくださるという、この東京都と半々ずつの支援事業は大変ありがたく感じております。

しかし、実際この総支給額2億1,158万4,000円、1,500事業所で割ると、1事業所当たり14万1,000円と、ひと月当たり1万1,750円と。大変ありがたいのですが、これだけで、我々、介護業界、私も介護事業所を営んでおりますけれども、これの事業継続性が十分確保できるかといいますと、大変厳しい状況だというふうに考えております。

4番、今後の方針のところ、様々な状況を踏まえた上で検討するというふうに書いていら

っしゃいますけれども、できれば、これは事業、この事業の継続。可能ならば拡充をお願いしたいというふうに考えていますけれども、その辺はいかがなものなのでしょうか。

(小峯介護保険課長)

御質問ありがとうございます。介護保険課長でございます。

委員おっしゃるとおり、やはり実際、事業所を営んでいる方のお声というのは大変厳しいというお声も頂いておりますし、こちらがあることで大変ありがたいというお声、そちらも両方頂戴しております。

その上で、今後の方針ということになりますけれども、やはり今、我々としても状況は常に最新の状況を見ながら、特に例えば消費者物価指数ですとか、そういったものを見ながら、また、事業所の皆様のお声なども頂戴いたしながら、この事業が必要であれば、当然ながら下半期についても実施をさせていただきたいという思いはございます。

その上で、もし実施をするということになれば、当然ながら、また議会の皆様ですとか、皆様にも御審議いただくような形になるのですが、まず、今日の段階では、思いはあるのですが、実施をしますというところは、ちょっとお伝えできないのは心苦しいのですが、そのような状況でございます。

また、拡充につきましても、この内容については、どれぐらい、ある時点と比べて光熱費が上がっているかですとか、食材費が上がっているかですとか、そういったものを踏まえて、気持ちの部分だけではなくて数字の部分等を捉えて、金額等の精査をさせていただいておりますので、そういったところも踏まえて、金額については拡充、そのときの状態が、より物価高騰、厳しいということあれば拡充というような内容になってまいるかと思っております。

以上でございます

（山下委員）

ありがとうございます。ここにいらっしゃる委員の方々も、介護業界の厳しさを知っていただけばと思って質問させていただきました。ありがとうございました。

（菱沼会長）

ありがとうございます。状況を踏まえて、適切な支援を御検討のほう、よろしく願いいたします。

では、お願いします。

（山口委員）

小学校PTA連合会、山口です。お時間ない中、すいません。私のほうから情報連絡23番、178ページ、ヤングケアラー実態調査アンケートについて、2点質問させていただきます。

まず、1点目、対象が区内小学校、中学校在籍の小学校5年生、中学校2年生ということなのですが、こちら目標を設定している回答率があれば、ぜひ伺いたいなと思っております。質問の意図として、30パーセントですと言われると、もっと全員に聞いてくださいよというような気持ちだったので、目標値を何かあれば頂ければなと思っております。これが1点目です。

2点目につきまして、別紙でアンケートの内容をつけていただいているのですが、181番に、家族の世話やサポートしていますかで、はい、いいえ、よく分からない、3択がありまして、設問6に進むのは、はいのみ。いいえと、よく分からないは回答終了ですと。いいえは分かるのですが、よく分からないを選択した方について、ここで回答終了ですと打ち切ってしまう意図が、あまりよく分からなくて。

ヤングケアラー、自分はヤングケアラーじゃなかったのですが、本当に気持ちは分からないのですけれども、自分が異常であるというか、世間とちょっと違う状態にあるというのを認識しているのかいないのか、その辺が、私、知識が

ないもので分からないのですけれども、もし仮に世間とずれがないと認識している方なのであれば、ここは、はいというよりも、よく分からないを選択しそうな気がしております。とすると、この、よく分からないを選択した途端に、この支援の道から打ち切られるというのは、アンケートの設計としては、いまいかなんじやないかなと個人的に思いまして質問させていただきました。

以上です。

（小森こども家庭相談課長）

こども家庭相談課長、小森でございます。御質問どうもありがとうございました。私から御回答申し上げます。

まず、アンケートの目標値でございますけれども、90パーセントということで、高い目標を掲げております。よろしくお願いいたします。

あと、設問の中で、よく分からないというのを設けた意図ですけれども、実はこのアンケート、実はヤングケアラーの団体さんに通しまして、実際のヤングケアラーの方に意見を聞いております。アンケートをいくつか答えていく中で、やはり答えたくないという方がいらっしゃるようでございます。いいえとも答えられないけれども、そういった方向けに、よく分からないというところ、ぜひ設けてくださいということの御希望がございましたので、ここはあえて、よく分からない、あるいは答えたくないというところを設けさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

（山口委員）

ありがとうございます。

重ねての質問で恐縮なのですが、意図は理解しましたと。とすると、報告資料にある4のアンケート実施後の支援で、設問9を複数選択している児童、生徒について家庭の状況を、応じたサービスを行っていく、検討していく、

支援につなげていくと書いておりまして。ここで、よく分からないと答えてしまった方については、この文面上だと、何も支援がなされない、手は差し伸べられないという状況なのかなと理解したのですけれども、そこを個人的には救うべき人がいるんじゃないかなと思って、このよく分からないの設問設定は全然構わないのですけれども、この後ろにつながらないという状態が、果たしていいのかというと、その辺のお考えをいただけると幸いです。

（小森子ども家庭相談課）

ありがとうございます。こども家庭相談課長でございます。

ヤングケアラーのアンケートを作るに当たって、現役の方、団体の方からは、やはり支援の必要性というのがよく分かっていらっしゃるお子さんもいらっしゃいますし、あえて、そこには触れてほしくない、支援に入ってほしくないのだという方も、実際はいらっしゃるのですよ、その気持ちをくんでくださいということで、このような形になっております。

私どもとしては、ヤングケアラーの可能性が高いお子さんに関しましては、ぜひとも支援に入りたいところなのだけれども、まだ入ってくれるとか、そういった方も一定数いらっしゃるということで、今回は、そういった方の意図をくみながら、丁寧に支援についてはつなげていきたいということで考えております。

（山口委員）

お考え、理解いたしました。ありがとうございます。

質問は以上でございます。

（菱沼会長）

ありがとうございます。

調査をした後、何か相談したいことがあれば聞きますよということをスクールソーシャルワーカー、カウンセラーさん、また、保健室の先生など、調査で終わらずに、そのフォローを

するということも丁寧に進めていただけるといいかなと思っています。よろしくお願いいたします。

すいません、いろいろまだまだ御意見あるかと思うのですが、時間的なこともありますので、そのほか御意見、御質問ございましたら、また所管課のほうに直接お問い合わせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、時間のこともありますので、以上をもちまして審議を終了させていただきます。

では、進行を事務局にお返しいたします。

（森田福祉管理課長）

ありがとうございました。

1点、事務局より協議会へお伺いがございます。机上配付いたしましたオウム真理教後継団体に対する監察処分の更新を求める署名のお願いを御覧ください。足立区危機管理部を通じまして、足立区町会自治会連合会及び足立区入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会より、こちらの署名依頼が、当協議会を含む区附属機関宛に通知されております。足立区地域保健福祉推進協議会として、署名に応じるということによろしいでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。

それでは、本協議会として署名に応じることといたします。

なお、署名については、代表者として会長の氏名を記載し、協議会からは構成員の人数のみを記載いたします。

本日は、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

今回の協議会は、令和8年12月22日の開催を予定しています。御案内につきましては、追って事務局よりお送りいたします。

本日、お車でお越しの委員の方で、駐車場に駐車された方には、駐車券の無料処理を行います。お帰りの際に事務局職員にお申し出くださ

い。

それでは、以上をもちまして令和８年度第１回足立区地域保健福祉推進協議会を終了いたします。皆様ありがとうございました。

16 時 00 分 閉会